

## (5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年1月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 米子市 個人

乙 境港市竹内町2376番地

有限会社アドバンスオート 取締役 安倍 英 明

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を7割とし、県は、甲に損害賠償金35,225円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成26年2月17日

#### (2) 事故発生場所

西伯郡日吉津村大字富吉地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲の被用者が、一般国道431号を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で走行中、舗装の剥がれにより生じたアスファルト片に乗り上げ、同車両が破損したものである。